

「私戦」として見た「姓氏遺恨」事件

梅野敏明

はじめに　「私戦」とは

中世の戦争にはいわゆる「公戦」としての戦争と「私戦」として

の戦争に分かれるとされている。「公戦」、すなわち「おおやけに認められた戦争」とは古くは朝廷によって行われていた戦争をさして
いた。中世になると、幕府や大名によつて行われていた戦争をさす
ようになつた。

その一方で、中世では「私戦」、言い換えれば「私闘」が盛んに行われていた。具体的に言うと、地域の豪族たち同士で行われていた戦闘であり、その原因は主に恥辱や怨恨であり、自身に加えられた恥辱や屈辱を晴らすために突発的に戦争が行われていた。もちろん時の幕府や大名たちは家臣たちの「私戦」、「私闘」、「喧嘩」をはじめ、それらを引き起こす引き金となる「悪口」まで法で禁止していたが、その抑止力は無きに等しかつた。

このような中世の「私戦」の世界を描いたのが、清水克行氏の著書『喧嘩両成敗の誕生（講談社選書メチエ三五三）』（講談社、二〇〇六年）である。清水氏は中世の日本人の強烈に高い名誉心に注目し、当時の公家や僧侶の日記などの史料からその名譽心をさかなか、逆鱗にふれると幼児でさえも容赦ない復讐を行う様子を紹介

している。

そして、大友家でも家臣同士の恥辱を晴らすための復讐劇ともいえる「私戦」は行われている。中でも有名なのは享禄三年（西暦一五三〇年）の清田越後守が、賀来氏・橋爪氏・大津留氏ら大神一族を相手に起こした「姓氏遺恨之事」と後世呼ばれるようになつた「私戦」である。本稿では清水氏の著書を参考にし、この「姓氏遺恨」事件を検討したい。

一、「姓氏遺恨」事件の始まり

この「姓氏遺恨」事件は『両豊記』という軍記物に記されている。この『両豊記』の「姓氏遺恨之事」を信頼できる記事と評価したのは外山幹夫氏である。外山氏はその著書『大名領国形成過程の研究』（雄山閣出版、昭和五八（一九八三）年）の四五五ページにて「姓氏遺恨」事件の概要を紹介している。そのうえで、「（以上のようである。）信憑性に富むことと思われる。」としている。

では、この「姓氏遺恨」事件はどの様にして起つたのであろうか。『両豊記』の「姓氏遺恨之事」によると、享禄三年春に府内の大友館で起きたある事件が発端になつたとある。大友館の警備担当の家臣の会所にあつた出勤簿（当時の言葉で「番帳」という）に書いていた大友一族からなる同紋衆（大友家の家紋である杏葉紋）の人物の上に墨が引かれているのが発見された。



図1：大友氏の家紋、杏葉紋

それを見た同紋衆側は同紋衆をねたむ他紋衆（大友氏以外の家臣團を指す）か新参衆の誰かの仕業であろうということになつた。そして、同紋衆側の血氣盛んな若輩たちがこの屈辱を晴らそうと憤り、まず主君の大友義鑑に他紋衆や新参衆たちへの報復を訴えた。しかし、「国家にとつて、大きな騒ぎになる」と制止する年長者たちの動きや「このこといかがあらん。」と悩み煩う大友義鑑を無視して、ついに同紋衆の一人である清田越後守という若者が行動に起こすに至つたのである。

ここまで事件の流れを整理すると、大友氏子飼いの同紋衆と外様の新参衆や他紋衆との騒擾を招いたそもそもの原因是、出勤簿に書いていた同紋衆の人物の名前の上に墨を引くという子供じみたいたずらであった。この児戯が同紋衆の若侍たちの自尊心を著しく傷つけ、その復讐を果たそうとしたのである。

大友家全体のことを考え、この復讐劇を制止しようとする宿老たち（『両豊記』の原文には「心有老人など」とある。）の意見は黙殺

され、主君である大友義鑑は短慮な同紋衆の若侍たちの訴えの前にはなすべもないという有様であつた。
こうして、大友家の歴史の中でも大きな規模の同紋衆による復讐が始まつたのである。

二、同紋衆対「よそ者」の新参衆

まず、清田越後守が標的にしたのが本庄但馬守・中村左衛門佐という新参者たちであつた。両者ともに肥後国詫磨郡の出身であり、代々大友家のために忠勤に励んでいた。その彼らの忠勤はやがて主家に認められ、新参衆を束ねる旗頭に抜擢されていた。そして、彼らは多くの部下を従えて、府内の市町に屋敷を構えるほどの大きな勢力となつていた。

最初に清田越後守が本庄・中村の両氏を狙つたのは、彼らが元々他国出身者、いわゆる「よそ者」でありながら破格の出世を遂げて、主家に重く用いられていたことに対する憤りや嫉妬であつたと思われる。

なぜ、清田は長年の敵ともいえる他紋衆を後回しにして、新参衆から襲つたのであろうか。おそらく、清田の意識には、主家の本拠地である豊後国の出身であることに対する強烈な自負心と他国出身者への強烈な差別意識があつたのではないか。それゆえに同じ豊後国に住む同国人である他紋衆への復讐は後回しにして、「よそ

者」である新参衆への報復を実行したのでないのだろうか。

そして、府内に屋敷を構えてい本庄・中村らは他国出身であるがゆえに、自らの勢力に対する援軍が期待できないのを踏まえたうえで清田は手勢二〇〇騎で両名の館を急襲した。不意を突かれた両名は防戦に努めたが、ついには敗れ切腹して果てた。

ここに、同紋衆による「よそ」者への制裁は終えたのである。

三、同紋衆対他紋衆、そして復讐の終結

新参衆に対する制裁を遂げた清田越後守は「首尾よし」と悦んだという。そして、その翌朝に一五〇〇騎余りの軍勢を集め、長年の宿敵である他紋衆の中でも最も強大な勢力を誇る大神一族への「私戦」を計画する。その標的を賀来荘の大神一族である賀来左衛門大夫に定める。この計画を知った同じ大神一族で阿南荘に住む橋爪丹波守治季が、手勢三〇〇騎を率いて賀来氏の援軍として現れた。

そして、清田軍と賀来・橋爪連合軍は激闘を繰り広げ、ついには清田氏を破るに至った。この時、橋爪と同じ大神一族で阿南荘に本拠地を持つ大津留常陸介鑑康が率いる軍勢も賀来氏の加勢として進

行中であったが、駆け付けた時にはすでに清田軍は敗れた後で、戦いは終わっていたという。

一方、勝利を収めた賀来氏は清田との激闘の中で深手を負い、落命したと「姓氏遺恨之事」は記している。

清田勢と賀来、橋爪、大津留ら大神勢との戦闘の背景には、血統意識や同紋衆が持つ自家大友氏の出自であるという名門意識があることは言うまでもないだろう。同じ豊後に生まれ育ち、大友家という同じ主君に仕える間柄でありながら、「大友一族であるか、そうでないか。」という血統主義のために、大きな「私闘」にまで発展したのである。

この「私闘」を知った義鑑は「激怒」し、橋爪・大津留の両名は勘気を蒙ったという。そして、橋爪氏は伊予に隠遁し、大津留氏は豊前に浪人することになった。その後、大津留氏は「私闘」には加わらなかつたことにより、大友家への帰参を許されたという。

この「姓氏遺恨」事件に対する義鑑の裁決は、大友家の宿老たち（『両豊記』の原文には「古老人の諸士」とある。）の目には不公平に映つたのであろう。「君の御大事、是に過たる事あらじ。國の騒動のみならず、世間の嘲笑ふせぎがたし。姓氏の取沙汰隠密たるべし」と主君の義鑑に忠告している。そして、宿老らは義鑑が取つた事後処理の不手際を隠し、さらなる「私闘」の拡大を防ぐべく、同紋衆・他紋衆双方の大友館への出仕を停めさせて、事態の收拾を図つた。

こうして、大友館での些細な悪戯からはじまつた「姓氏遺恨」事件は終わり、これ以後「姓氏の争い」は無くなつたと『両豊記』の「姓氏遺恨之事」は記している。

おわりにかえて

以上、『両豊記』の記事を見ながら「姓氏遺恨」事件を追つてき
た。そこに見えてきたのはほんの些細なきつかけで暴走する家臣同
士の争いであった。筆者があえて「姓氏遺恨」事件を「私戦」「私
闘」と記したのは、清田氏が主君の義鑑に新参衆や他紋衆への報復
の許可をせまつた時に、義鑑や宿老たちは清田に許可していか
らである。主家の同意のないまま始められたこの戦闘は単なる個人
的な復讐劇であるといえる。

そして、「姓氏遺恨」事件の混乱が收拾した時、主君の義鑑の裁
決は他紋衆側だけに罰を与えるという不公平なものであった。『両
豊記』には記されていないが、この義鑑の裁決の背景にはさらなる
復讐を遂げようとしていた同紋衆側の意向と、大神一族の実力を改
めて見せつけられた義鑑の中で生まれた大神一族への勢力を抑止し
たいという意思とが一致したことにあると考えられる。

しかし、この義鑑の裁決はさらなる「私闘」を招くと考えた宿老
たちによって、裁決そのものを存在しなかつたものとして処理した。
そして、喧嘩両成敗という形で同紋衆・他紋衆双方とも大友館への
出仕を停止したのである。この「姓氏遺恨之事」の記事の背景には
「私闘」を停めるどころか、公平な裁きを下せない戦国大名権力
の弱さと、大友家という組織の全体から公平な立場に立ち、「私闘」
を抑止しようとする宿老たちの統治能力の高さという物語が隠され
ているように思える。

ところで、この「姓氏遺恨」の騒擾は、今まで水面下でくすぶり
続けてきた同紋衆、他紋衆、新参衆という三すくみの派閥争いの暴
発とみるべきであろうかという疑問がわく。今までの大友氏に関する著作物では、「姓氏遺恨」事件の背景には同じ大友一族を重用す
る大友家中において冷遇されてきた他紋衆が長年にわたって蓄積さ
れてきた恨みがあるという見方がされてきた。しかし、大神一族で
ある大津留氏は大友家の家老職という重責を担つていた時期もあり、
必ずしも冷遇されているとは言えない待遇を受けていた。この「姓
氏遺恨」事件以後も橋爪・大津留の両氏は大友家の中で活躍してい
く。むしろ、「姓氏遺恨」事件の時期において勢力が抑えられてき
たのは同紋衆であるという見方が成り立つのではないのだろうかと
思えてくるのである。

つまり、豊後国主である大友氏が同紋衆・他紋衆・新参衆という
勢力のバランスの均衡の中で、自らの権力を成り立たせていていたので
はないだろうか。それは、同紋衆の狭間鎮秀が大津留氏によって殺
される事件へとつながる伏線である。

今後も、賀来・橋爪・大津留たち大神一族と大友家との関わりを
研究していきたいと思う。

「姓氏遺恨」事件関連記事（『増補訂正編年大友史料』一五より）

(註) 豊後國內大友氏麾下の士に三種の出身家門別あり。其の一は大友氏の一族分家六十二家を始め、建久の昔、大友氏の入部に隨從して、豊後に下り來れる諸士にして、之等は大友宗家の紋杏葉^{キヨヨウ}の使用を許さるゝに依りて、御同紋衆又は御紋衆と稱せらる。其の二は大友能直が豊後守護職に補任の以前より、豊後に土着し土豪として、其の威を振ひし大神緒方^{オカガタ}の一族三十七家之に屬す。此の一族は主として大分郡以南大野、直入、海部郡に大なる勢力を張り、新來の大友一族と頗頗せり。其の三を新參衆と稱し、百五十家あり。之等三門閥の間に常に派閥争ひ勢力争ひ行はる。享禄三年春、重大なる氏姓間の争闘勃發す。從來此の亂に關する直接の古文書の裏付史料無かりしが、今回發見されたる植田廣氏家藏文書中に後掲四月三日

付の史料を發見せり。序に記す。在來の郷土史籍にては、大神緒方の一族三十七家を國衆と稱す。之は誤也。後掲永祿四年九月廿九日付の到津文書を見よ。二老國衆の返事案文也。而して二老とは連署八名中の吉岡長増と臼杵鑑速の兩人を指す。而して國衆とは殘の六名即一万田鑑實、木付鎮秀、朽網鑑康、清田鑑述、志賀親度、田原親宏の事也。而して此の六名は全部大友一族分家にして大友家臣分家中重要な家のみ也。されば國衆とは大神緒方一族の意には非ず。「南北の國衆」なる表現を用ひし例もあり。南は豊後の南部大野、直入、海部郡の事にして、大野、直入二郡の事を大友時代には南郡と呼ぶ。大野、直入の大友分家中の大身兩志賀、戸次、田北、一万田、入田、清田等を南郡衆或は南郡の國衆と呼ぶ。北は豊後の北部即東西國東、遠見郡を指す。沓掛田原、武藏田原、吉弘、木付等は北郡の國衆也。室町幕府に國持衆及び准國持衆と稱する家格の家あり。之に倣ひて大友家に於ても庶流中の有力なる家を國衆と呼び、其の家督等の中より大友家加判衆即ち家老職を選任せるものなるべし。或は又國衆は、何々郡衆、何々寄合衆、何々切寄衆等に對する呼稱ならんか。詳しく述べは後の研究に俟つ。

〔兩豐記〕姓氏遺恨之事 享祿三年の春、不慮の騒動起りける。其故は、府内の城に當國他國の諸士、當番非番を組て、大番役所の會所あり。然るに、大友家譜代外様の侍、家老、番頭、旗頭、其外相勤を番帳に記し置ける所に何者のしたリけん、大友一族筋目の人々の、名字の上に一々墨を引たりけり。されば、大友家譜代外様の士に、姓氏の數餘

多あり。當家中の沙汰に、大友先祖より肉身の筋目相續の一族を御紋の衆と云ふ。
古昔より九州の四姓とて、丹部^{ダベ}漆嶋^{ペル}、宇佐^{ウサ}、大神^{オオカミ}と云あり。其外、當國の諸士に藤原氏
あり。清原氏あり。惣て他國の幕下を相交て、國衆と云ふ。先祖能直、當國下向の
時、隨身して來りし諸士の筋目を下り衆と云ふ。かくのごとく三段に分りて、互に
姓氏の中、好みを募り、巣負を専らにしたりける。今度の惡事は誰が所爲とは知れ
ざれども、御紋衆の名字に墨ぬりし事は、國衆の中より妬^{ホド}しと思ふ族やしたりけん
とぞ、やき沙汰しけるが、次第に言募りて、此儘にて指置ものならば、國衆の驕心の
儘にして世の末如何有べきと、若輩の者共、各腹をすへ兼て、此事を上へ訴へ、遺恨を
晴さんとのゝしりける。心有老人などは、中々國家の騒たるべしと制する族も多
かりけれども、捨置べきに非ずとて、屋形に言上いたしけり。義鑑も、此事いかゞあ
らんと察じ煩て、程を歴し所に爰に藤原氏にて、先祖は肥後國詫摩郡を領し居たり
し、本莊中村とて有けるが、二人共に代々大友家に屬し、無二の志にて、忠功をなしに
けり。是に依て、近年は大友旗本に昵近して、大分の所領をけがし、旗頭として、諸侍
に下知をなしにける。兩んどもに府内市町といふ所に、屋敷を構へて居住せり。
此兩人元來他國者なれば、御紋衆よりぞねみけるが、先首途せんとて、御紋衆の内、清
田越後守と云若者、手勢三百騎計にて、本莊但馬守、中村左衛門佐が宿所へ押寄て、闘
を作て責入ける。本莊中村が家人ども思ひがけなき事なれば、周章斜ならず。去
れども、五十餘人駆出て、散々に撃合たり。寄手大勢なりければ、取籠られて残りす
くなくなりにけり。然れども、寄手の大將清田が弟、七郎左衛門をば、本莊が手に討

取ぬ。本莊、中村、心は猛く思へども力及ばず腹搔切て失にけり。清田は當時の本望達し、首途よしと悦で、在所を指て引入けり。翌朝、又若年の者起り合て千五百餘の勢を引卒し、賀來と云所に賀來左衛門太輔と云る大身の國衆ありけるを討果すべしと押寄る。大津留常陸介鑒康、橋爪丹波守治季は、内々姓氏の諱ひ心元なく思ひしが、本莊、中村討れると聞て、賀來も同じく大神氏なれば、互に見續べしと約諾し、家の子郎等ども召集兼て用意せし所に、賀來方より飛脚を以て急を告けるは、今日、清田越後守、同遠江守、是等を棟梁として、當所へ押寄べきよし相聞へ候。急ぎ御加勢頼存すると、橋爪が方へ云遣ける。橋爪は心得たりと急ぎ大津留方へも、此よしを告よと云捨て、物の具してぞ打出手る。森の木と云所に馳出て見れば早、清田が勢と見へて、賀來が宿所へ押寄て、闕を作り、喚叫んで攻戦。清田大勢なりければ、賀來も危く見へける所に、橋爪丹波守、其勢三百餘騎諸鎧を合せ、駆來る清田が勢、是に駆立られて、風に木の葉の散ること、河原をさして颶と引く。橋爪が軍兵ども荒手なれば、引立たる清田が勢を追詰攻詰討取ける。清田が勢は多勢なれば、所こそ廣野なれ。取て返し一合戦する程ならば、賀來、橋爪も危かるべきに、一陣破れて残黨全からず。我先にとぞ落行ける。折節、川水増りて、岩波高き所を周章騒ぐ渡さんとしける程に、水に溺れて死する者數しらず。橋爪は敵三十二人討取、猶も逃る勢を追かけたり。清田が勢ども、這々川を越て、小野津留村へ引退く。賀來の者ども、川の案内は知たり、猶も續で渡さんとする所に、清田が侍に加南田兵部といふ大力の精兵三人張に矢をばげて、差詰引詰散々に射る。矢數五百餘、矢箱に入て持

せしが、矢繼早の張弓にて賀來・橋爪が軍兵散々に射立られ、川を渡すに及ばず引返しける。賀來は橋爪が後詰によつて不慮の難をのがれ、勝闘を執行、我館に引入ける。痛手を負ければ翌日終に死にけり。橋爪は直^{スケ}に花立と云所に打揚り、家人どもに申けるは、今度の慟、言語に述がたし。逆も君命にてかゝる手柄するならば、厚恩にも預るべき物をよしなき遺恨ゆへ、かく鬪淨に及びける事の本意なさよと感涙して居ける所に犬津留常陸介鑒康、三百五十騎にて馳來り、初いかに橋爪殿、吾等も御供申べきに、其許よりの到來延引故、やうく只今駆付候。賀來の首尾はいかにと尋ける。橋爪合戦の次第委く語りければ、大津留肝をけし、比類なき手柄哉と、殊の外にぞ感じける。去ながら屋形の機嫌、以の外にて、終に勘氣の身となり、大津留は豊前に浪人す橋爪は伊豫に押わたり、世のあり様を聞居たり。大津留は一戦にも逢ざるよしにて、頼て歸參を赦されけり。かくて豊府の騒動其かくれなれば、爰かしこより府内へ聚る族多かりける。されども古老の諸士申けるは、君の御大事是に過たる事あらじ。國の騒動のみならず、世間の嘲弄ふせぎがたし、姓氏の取沙汰隠密たるべしとて、雙方ともに、當時の出仕を停られて、無事にこそはなりにけれ。

衡門大夫鑑種方
大津留常陸介鑑康來爲賀來援賀來大擊清田勢破之賀來患創死
大津留匿豐前後年謝罪得本領
◎南蠻商船到于州臼杵捧鳥銃及
藥物義鑑清田勢破◎六月州日田郡有事義鑑作書使老臣諭其
未詳事故此書寶殊山氏所藏蓋寶殊山者
豐前彦山
佐藤永信嗣也